九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

『御請下書』と幕藩制国家の「王権」システム

吉田, 昌彦
九州大学大学院比較社会文化研究院 : 教授

https://doi.org/10.15017/1546845

出版情報：九州文化史研究所紀要. 55, pp.1-31, 2012-03-30. 九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門
バージョン：
権利関係：

『御請下書』と幕藩制国家の「王権」システム

吉田昌彦

一、はじめに

将軍宣下儀礼について、以前、天皇と将軍との間の君臣儀礼が含まれてるか、という視点から分析したことがある。

このなかで天皇と将軍との君臣関係を示す儀礼が存在していることを述べた。(1)

本稿においては、幕府に伝えられていた『御請下書』『当代将軍家三家三卿贈官位方』などの史料に見られる「中務卿宣」や宣命を分析することにより官位叙任という制度手続きに含まれている象徴的意義について検討し、それらを通じて幕藩制国家の王権システムに関して考えてみたいと思う。(2)

二、「中務卿宣」

官位叙任においては次のような「御請下書」が記されている（『家光公御請下書』一、内閣文庫蔵）。

源朝臣家光
右従三位
中務聖知賢明文経武緯徳超前
代威領百蛮宜加階級弐増寵
可依前件主者施行
元和六年正月五日
中務卿　闕
従四位上行中務大輔小槻宿称孝亮　宣
従四位下　中務大輔阿倍朝臣泰重　奉　行
正二位行権大納言　臣　公廣
正二位行権大納言　臣　実條
正二位行権大納言　臣　資胤
正二位行権大納言　臣　資勝
正二位行権大納言　臣　光廣
正二位行権大納言　臣　総光
正二位行権大納言　臣　公益
従二位行権大納言　臣　宣季
従二位行権大納言　臣　康道
権大納言正三位　臣　教平

従二位行権中納言　臣　実有
正三位行権中納言　臣　季継
正三位行権中納言　臣　宣衡
正三位行権中納言　臣　実顕
正三位行権中納言　臣　共房
正三位行権中納言　臣　光廣
正三位行権中納言　臣　通村
正三位行権中納言臣忠家等言
制書如右請奉
制附外施行謹言
元和六年正月五日
制可
月晨時従四位上行掃部頭兼大外記造酒正助教中原朝臣師生
左中弁　光賢
関白従一位朝臣
太政大臣　闕
左大臣従一位朝臣

右大臣正二位兼行左近衛大将朝臣
内大臣正二位兼行右近衛大将朝臣
一品行式部卿智仁親王
式部大輔　闕
参議従三位行左大弁
告従三位源家光奉
制書如右符到奉行
従五位上行式部少輔秀雄
　大録
　少録

元和六年正月五日

これは、まだ、徳川将軍家世嗣であった徳川家光が元和六年、従三位に叙せられた際の「位記」であるが、直線部は「制書」（天皇の仰せごとを文書にしたもの、天皇の命令、「位記」はこのなかに含まれる）の起案を司る中務省が提出した文章で徳川家光を従三位に昇進させる理由を記したものである。「従四位上行中務大輔小槻宿称孝亮宣」中の「宣」とは天皇の命を伝えるという意味であるが、本来は中務卿が行う手続きで「中務卿宣」と呼ぶべきと考えられる文書ではある。が、後述する徳川家綱の元服の際には、中務卿が在職し連名しているにもかかわらず中務大輔が「宣」「奉行」しているため、ここでは「宣」した主体に準拠した呼称「中務大輔宣」を用いることと

したい。その内容は、平安末の三善為康『朝野群載』と類似しているが、近世的特徴を有している（後述）。

破線部は、「中務大輔宣」の内容に異議がないとし太政官の構成メンバー（主として大納言・中納言、次官クラスで「議政官」）が「請」を奉っている部分である。この結果、この叙位に関する天皇の意思に関する「議政官」の「協賛」を承けて外記及び左中弁は、「位記」などを「制可」とした決定を関白・大臣及び人事担当の式部省の卿・大輔、さらには人事関係の実務処理機関である左弁の「長」に通知し、彼らは式部省の少輔以下に家光を従三位に叙すために「制書」の作成を命じているのである。

このように、「源朝臣家光」（徳川家光）の昇位について「律令制」に沿ったかたちで、手続きが進められていたことがわかる。かゝる官位叙任が、律令制国家がすでになくなっているものの、全く意味がないということはなかろう。なぜならば、徳川家康は、征夷大将軍に任じられるや幕府を開いていることに示されるように一定の表象性・実態性を有していたと判断されるからである。

また、将軍宣下儀礼をはじめとして官位叙任儀礼において公儀権力者が天皇に対し臣礼をとっていること、天皇が徳川将軍家の公子に元服を命じ将軍がそれに関して天皇に謝詞を述べていること[3]にみられるように天皇を「君主」とし将軍を「朝臣」とする「律令制的原理」にもとづく君臣関係が幕藩制国家において存在していたことは否定できないところである。

これらの点を勘案すると、公儀権力者への官位叙任は、天皇による律令制国家に淵源する「王権」の行使であり、幕藩制国家の王権システムにおいて　それは、象徴的な意味合いでこそあれ、一定の意義を有していることは否定できないであろう。

では、公儀権力者に対する官位叙任は、如何なる象徴性を有していたのであろうか。

三、官位叙任の象徴性

叙位関係の「請文」は、徳川将軍家関係では徳川家康が正式に叙位された最初と考えらえる永禄九年十二月に遡及できるのである。その「中務大輔宣」における昇位理由は次のとおりである。

①

源朝臣家康
右可従五位下
中務雷霆武名山岳気象
精誠無懈夙夜在公宜授
栄爵用旌寵章可依前件
主者施行

「雷霆武名」「精誠無懈夙夜在公」

（『家康公御請下書　全』、内閣文庫蔵）

①の文章のなかでは家康は「山岳気象」にも等しい「雷霆武名」を有しており、その「精誠」は「懈」怠なく「夙夜」「公に在る」として「宜授栄爵用旌寵章」という結論に導いており、武徳・文徳兼備の論理が見出される。

そして、武家叙位に適合的な文武における有徳性の強調のほかに、叙位される武家が領国（分国）を有しているという当時の領主制の在り方に適合的な論理も看取されるのである。

それは、天正二年正月における徳川家康の正五位下への昇位理由にも見出すことができる。

②

従五位上源朝臣家康
右可正五位下
中務藩屏弥堅英雄甚猛
声名遠幡智徳大明宜申
栄級用増朝章可依前件
主者施行

（同前）

②の「中務少輔宣」においては家康は「藩屏」（皇帝・皇室の守護となること、皇帝・皇室の守護となる者、王室の守りとなる諸侯）として位置づけられており、しかも「英雄甚猛声名遠幡」の家康のために益々鞏固になったとされている。このような武徳のほかに「智徳大明」という文徳をも備えているとされており、これら文武にわたる徳により昇位すべきとされているのである。

因みに、この文章が書かれた天正二年の前年には、織田信長は朝倉・浅井両氏を滅亡させ足利義昭を追放し京都を中心として近畿・東海地方をほぼ管制下に置き、天皇をいただきながら天下統一を目指していたのであり、徳川家康は、その同盟者として織田支配圏の東端を守る立場にあったことは周知のとおりである。

このような構図は、徳川家康が天皇の統治下の「東端」で領国を営み天皇を守護しているという読み替えを可能にしており、大名を天皇を守護する「諸侯」であるとする大名＝「藩屏」論を成立せしめたものと思われる。

勿論、その語義から云って公儀権力者自身も「藩屏」ではあるが、この「藩屏」論においては、公儀権力者のも

とで大名が全国に存在しているという幕藩制国家に適合的な論理であると考えられる。では、徳川家康が公儀権力者になる前後は、どのような論理が展開されていたのであろうか。残念ながら家康が、独自の公儀性を確立した慶長八年二月の征夷大将軍補任にともなう「中務卿宣」はないが、家康生前の極位である従一位を与えられた慶長七年正月六日の「中務卿宣」は次のとおりである。

③

中務柔遠能迩法古行新化
成万邦潤色洪業宜授褒猝
用穆崇班可依前件主者施行
慶長七年正月六日
二品行中務卿邦房親王　宣

（同前）

③の「中務卿宣」では、「遠きを柔（やす）んじ」「迩（ちか）きを能くし」「古を法（のっと）り」「新らしきを行ふ」というように理想的な統治者として描き「万邦を化成し」「洪業を潤色す」というように全ての国々に文明をもたらし「洪業（大きな事業）」を内容豊かなものにしたと家康を称賛している。

このような讃辞は、皇帝の徳によって四囲の野蛮国を徳化していくという場合を説明としても成り立つ「化成万邦」といった文辞、帝王の事業を指すこともある「洪業」という用語など、恰も「中華」の中心にあって文徳を完備した「帝王」にも相応しい存在として家康を描いているが、留意しなければならないのは、ここに書かれている

事業が天皇による叙位褒賞の理由である点であり、飽くまでも、この文章が家康の「朝臣」としての事歴に対する中務卿＝「律令官僚」の讃辞であることは忘れてはならないであろう。

以上の家康に関する「中務卿宣」などを見ると、「雷霆武名」「精誠無懈夙夜在公」という文に示されるような武名を轟かせ、かつ「精誠」でもって「公」に尽くしている武将という位置づけから、天皇の守護者である「藩屏」にというように天皇に近づく方向で上昇し、さらには従一位という「極位」に達した段階では、あたかも「帝王」のものとも思われるような内外の治績をあげた存在として極大化されているものと考えられる。

次に第二代将軍徳川秀忠の例を見てみよう。

④

従三位源秀忠
右可正二位
中務班朝治軍澁官行法匡
正八極密定九夷宜誇英雄
式穆栄舜可依前件主者施行
慶長十年四月十六日
二品行中務卿邦房親王　宣
従五位下守中務大輔臣小槻宿弥孝亮　奉
従四位下行中務少輔臣藤原朝臣清種　行
（以下略－引用者、以下同）

⑤

正二位源秀忠

右可従一位

中務風神瑩徹懿徳崇高

通天然之明開泰平之運宜

加栄爵以穆朝章可依前

件主者施行

慶長十九年三月九日

二品行中務卿邦房親王　宣

正五位下守中務大輔臣小槻宿弥孝亮　奉　行

中務少輔　闕

（以下略）

（同前）

⑥

天皇我詔旨度故太相国源朝臣尓詔倍止

勅命乎聞食止宜久保大樹之威名益

（『秀忠公御請下書　全』、内閣文庫蔵）

協重華之佳躅布朝廷之藩屏日域之
英雄多利嗟呼天運相窮氏性命早逝奴
仍尊外祖氐訪追孝比今授極位氐加
褒章布古止歴代之恒規先王之明訓奈利故
是以正一位乃冠乎贈賜比崇給布位記尓
相副倍勅命乎遠久聞食止宣

寛永九年二月十日　　（同前）

④は、慶長十年四月十六日に徳川秀忠が従三位から正二位に昇ったときの「中務卿宣」であるが、この日、秀忠は、権大納言から内大臣に昇任するとともに右馬寮御監・征夷大将軍、源氏長者・淳和奨学院別当に任じられており（右近衛大将は旧の如し）、それにともなうものである。

ここにおいては、秀忠は、朝廷に列し軍を治め官（朝政）に「涖」（臨）んでは「法を行い正を匡し」「八極（全世界）」を「密」にして「九夷」を「定」めた「英雄」として位置づけられている。

⑤は、徳川秀忠が正二位から従一位に昇位したときの「中務卿宣」であるが、このとき、秀忠は内大臣から右大臣に昇任している。この「宣」のなかでは、秀忠の「風神（気品のあるおもむき）」は「瑩徹（明らかですきとおっている）」しており、その「懿徳（立派な徳）」は「崇高」である。また、秀忠は万物を生み出し運行する天の明にも通じており「泰平之運」を「開」いたとしてる。

⑥は、寛永九年二月十日に、その前月に死去した徳川秀忠に正一位を贈位した際の明正天皇の宣命である。このなかで、徳川秀忠は「故太相国源朝臣（徳川秀忠は寛永三年に太政大臣に昇任）」として「大相国（太政大臣）」の地位にあった「朝臣」（天皇の臣下）であると位置づけられている。そして、このような秀忠は「朝廷之藩屏」であり「日域（日本、ここでは天皇の徳が及ぶ全域）」の「英雄」とされているのである。そして、このような文武兼備で征夷大将軍としても施政のうえでも優れた功績をあげ朝廷の「藩屏」でもある徳川秀忠を嘉して天皇はその霊に対し正一位を追贈するとしたのである。

④から⑥までは、徳川家が公儀権力を既に掌握した後の「宣」であるが、これらの分析により、④から⑥までと、徳川家が公儀を掌握する以前の①②とを比較すると次のことがいえよう。

まず、⑤の「風神瑩徹懿徳崇高」にあるように文武の徳を兼備している点、③の「朝廷之藩屏」であるとしている点、徳川家が公儀を掌握する以前の「中務卿宣」と同じ要素を看取することができる。しかし、新たな要素も見出すことができる。

すなわち、④の「班朝治軍澁官行法匡　正八極密定九夷宜誇英雄」は、朝政に預かるなかで軍事を円滑に統括し行政においては法を執行して正義を実現し全世界を「密」にして（統一して）「九夷」を平定支配した存在であるとしている。⑤においては「風神瑩徹懿徳崇高」と称賛している上に「通天然之明開泰平之運」というように「天の明」をもって「泰平」をもたらしたと評価している。さらには⑥においては「久しく大樹（征夷大将軍）としての威名を久しく保ち」「重華（舜が堯の徳を継受したように代々文徳を受け継いで輝かすこと）の佳躅（美しいツツジ、美しい華）に協い」とあるように文武兼備の偉大な存在であるとしている。

つまり、徳川秀忠は「天の明」持ち統治者として文武の徳を兼備し天下に泰平をもたらすとともに世界の「夷」を平定して日本を頂点とする「世界秩序」を確立した存在と位置づけられている。かかる讃歎は、天命を受けた

「王」に対するものといっても違和感をもたないものであり徳川家康が征夷大将軍に補任される前年、従一位に叙せられた際の③の「中務卿宣」の内容と軌を一にしていると考えられるのである。

ところでこれまでの分析においては叙位の際の「中務卿宣」や「宣命」を用いてきたが、大臣や征夷大将軍など個別の官職に朝廷は如何なる意義を付与し、幕府はそれを受容・肯定していたのであろうか。官職補任の際には「中務卿宣」などは作成されないので官職を追贈した際の「宣命」で検討していくこととする。

⑦

天皇我詔旨良万止故正三位贈権中納言
源綱重朝臣尓詔倍止勅命乎聞食止宣
雄文道斯尓貫幾英武義與尓従布
寛裕服人心志聡明洞物理尓須
然止毛音容空去衛令聞特顕礼
居諸已往天歎惜太深志故是以
征夷大将軍乎加倍贈布
天皇我勅命乎遠聞食止宣

宝永七年八月廿三日

（『当代将軍家三家三卿贈官位方』、内閣文庫蔵）

⑧

天皇我詔旨良万止贈征夷大将軍正三位
権中納言源綱重朝臣尓詔倍止勅命乎聞食止宣
仁智兼備倍文武両全志允惟
将家之衛器尓志弖邦国之所望奈利
令名永不朽志天遺烈耀後昆須故是以
重氐太政大臣正一位尓上給比治賜布
天皇我勅命乎遠聞食止宣

宝永七年八月廿七日

（同前）

⑨

故正三位源綱重
右可贈正一位
中務以勇為心以義為路
慈仁度蓋八紘勇武名伝万世
宜授贈爵穆寵章可依前件
主者施行

宝永七年八月廿七日

二品行中務卿　　（同前）

⑦は、宝永七年八月に第六代将軍徳川家宣の実父甲府藩主徳川綱重に対し征夷大将軍の官を追贈した際の宣命である。このなかで綱重は文徳・武徳兼備の人物として描かれているが、文徳を「雄文」と表現するなど「武官」の補任であることに一定の配慮を示している。ただ、このほかに、その「英武」を「義」にかなったものであるとしていること、人徳により人々を心服させていること、聡明で洞察力に優れていることなど、基本的には儒教上の理想的な人物像を提示したもので、そのなかで「武」を一定度、強調したイメージを表示したものと考えられる。ゆえに、本来、武官である征夷大将軍の「武」の要素は弱められて示されたものと考えられる。

⑧は、「仁智兼備倍文武両全志」とあるように人間性・知性・文徳・武徳の全てを備え「将家之衛器尓志豆邦国之所望」と位置づけている。このような優れた人物像は太政大臣に相応しいものと考えられるが、文官たる太政大臣「補任」に際して武官の徳目である武徳にも言及している点は、この宣命が太政大臣本来の性格に拘泥していない部分があることを表しているものといえよう。

これらの分析から、征夷大将軍（武官）・太政大臣（文官）という異なる職掌の補任においても文武兼備で知性・人徳に優れているという共通の人物像が提示されていたことは明らかであろう。

かかる人物像は、天命を受けた「王」に対するものといっても違和感をもたないものと考えられる徳川家康や徳川秀忠への讃歎と軌を一にしていると判断される。

事実、徳川綱重に対し太政大臣追贈の際に同時に贈られた正一位に関する「中務卿宣」（⑨）において「雄を以て

心と為し義を以て路と為し仁慈は八紘（国の八方の果て、万国）を度蓋し（覆い尽くし）勇武の名は万世に伝わる」という文章が見られるのであり、この綱重への官位追贈においても「王」に対するものといってもよいような「讃歎」が看取されるのである。

勿論、常に武家の官位叙任における「讃歎」において官職の内容からはみ出してわけではない。

例えば、田安家二代徳川治察に対する参議の官の追贈に関する宣命においては、「従三位行大蔵卿兼左近衛権中将源朝臣治察」の功績として「居親衛任氐勇武素関西尓彰礼垂威隆重氐忠誠已朝右尓達須」ことを挙げており、この功績と左近衛権中将という同人の官職の内容とが符合しているのである。

このように御三卿において律令官職が機能しているという論理にもとづいて追贈が行われたのであるが、かかる功績が実態ではなく天皇を「王権」とする枠組みから導かれる「虚構」であるが、この「虚構」によって官位の追贈という天皇と徳川治察との間の君臣関係の「実態」が拡大しているのである。

では、公儀権力者の場合、天命を受けた「王」に対するものといっても違和感を持たないような「讃歎」が謳われたり征夷大将軍（武官）・太政大臣（文官）という異なる職掌の補任においても文武兼備で知性・人徳に優れているという共通の人物像が提示されていたのは何故であろうか。

この問題を考えるためには幕藩制国家の「王権」システムの在り方に戻る必要があろう。

幕藩制国家の王権は二つのシステムから成っているという立場から、このことを説明すると次のとおりになろう。

天皇が公儀権力者に官位を与えるという国家手続きは、天皇を「王」とする統治システム（「王権」システム）の一部であるが、「朝臣」として官位を叙任される公儀権力者は、もう一つの統治システム（「王権」システム）では「封建王」として封建的土地所有を統一的に編成し全国統治権や軍事統帥権・軍役徴収権を掌握している存在であ

る。このような実態を反映して天皇を「王」とする統治システムにおいては太政官の長官（大臣）に任じることにより統治権を、征夷大将軍（外征軍の司令長官）と右近衛大将（天皇の親衛軍の司令官）に任じることにより軍事統帥権・軍役徴収権を天皇が「朝臣」としての公儀権力者に授権するという象徴性を持たせる構図をとっている。ここでは「律令国家の王権」としての天皇が同国家の「官僚機構」のなかに公儀権力者を取り込むという構図が成立しているが、大臣や征夷大将軍・右近衛大将といった官職の職掌だけでは「封建王」の統治の統合性や幅広さを覆い尽くせないものと考えられる。このため、公儀権力者への「讃歎」は、天命を受けた「王」の治績としても相応しいといってもよいような内容に拡大したものと考えられる。

翻って考えてみるに、かかる「讃歎」の内容は、軍事的政治的最強性を確立し公儀権力者化し統一的な封建的土地所有を編成した「封建王」の正当性を主張する儒教イデオロギーであるとしても違和感をもたれるものではなく、公儀権力者を「頂点」（「王」）とする統治システム（「王権」システム）に相応しいものである。勿論、職員令では律令官僚のトップである太政大臣の要件として、天皇の道徳上の師であり全ての民の模範となるような人物であり政道を正し、しかも陰陽に通じているものであると規定しており、このような儒教的規定は、上述した公儀権力者への「讃歎」に通じるものがあるが、天皇の道徳上の師であるという規定に象徴されるように、同規定が飽くまで臣僚に対するものに止まっている点、上述した「讃歎」とは性格を異にしている。つまり、かかる「讃歎」を天皇による官位叙任の理由とすることは、天皇を「頂点」（「王」）とし権威の分野に傾斜した「王権」システムに、権力の分野に傾斜した王権システムにおける「封建王」の論理を組み入れることを意味していたのである。

ただ、注意しなければならないのは、天皇が「封建王」にふさわしい治績を嘉して公儀権力者に官位を授けたといっても、それが、王権神授説のように王の正統性を「神聖」なるものが保証するといった図式でもなく、また、中国の皇帝が冊封することによって属国の国王を臣下としその統治を正当化するといった図式でもなかった点であ

る。何故ならば、天皇は、神聖王権としてではなく世俗王権として、その世俗的官僚機構（神祇官ではなく太政官や軍）の官職に朝臣たる公儀権力者を任じ位を授けているからである。そこでは、公儀権力者は、飽くまでも大臣や将軍・大将の地位を授けられた朝臣であり天皇の臣下、天皇の官僚という位置付けのみ享受していたのであり公儀権力者を王とするストーリィを見出すことは不可能であったのである。

すなわち、この統治システムの図式では「王」は飽くまでも天皇であり、公儀権力者は、その「功績」に応じて官位を授与される「臣僚」にすぎなかったのである。そして、それは、律令制の官僚制原理が、国家機構としての実態性・政治性を喪失しながらも、その官位制の部分においては、時の権力者を天皇の臣下（「朝臣」）・「臣僚」として国家的に定置することにより正当化するという象徴的な身分制原理として実態性を持ち「王権」システムとして機能していたといえよう。ここにおいて、中世の権門体制の上部構造における身分制原理・国家統合原理は近世国家においても残存しているものと考えられるのであり、豊臣権力が紆余曲折の後に「豊臣」という新たな賜姓を天皇より獲得し徳川権力の新当主が天皇より「源氏長者」の地位を授与されるのを家例としていたことなど、この「王権」システムが臣下においても族制的な原理（公家では門流）を温存していたことでも裏付けられよう。

ここで一つ問題が残されている。それは、このシステムが中世権門体制の流れを汲むものであるとしたならば、徳川宗家が「権門」として認知され成立したのはいつの段階であるか、という問題である。因みに公儀権力者を「王」とする統治システムにおいては、公儀権力者が「王」として確立するのは遅くとも豊臣権力が消滅した大坂夏の陣終了時であることは疑問の余地はないところであるが、天皇を「王」とする統治システムにおいては、代表的な「権門」である摂関家と同等の位置付けを得るには一定の「家例」の積み重ねを必要としていたものと考えられるからである。次節ではこの問題に関して考えていこう。

四、徳川将軍家の「権門」化

まず、この節を始めるに際して、権門について触れないといけないであろう。

勿論、権門といっても中世のままの権門ではない。太閤検地などを通じて封建王たる公儀権力者によって最終的に経済的基礎を奪われ同権力者の統一的な封建的土地所有編成のもとに置かれたことにより類型としての中世の権門は消滅している。また、中世日本の国家形態が如何なるものであれ、豊臣権力による全国統一により近世日本は国家的統一性を確立し、その上部構造においては、公儀権力者の「法度」の支配のもとに置かれているものの、天皇による身分序列（官位制）のもとに有力な公家・武家・寺社が編成され国家権能を分有しているという中世の権門体制における上部構造の基本的枠組みが残存していたのも否定しがたい事実である。それは、朝廷や寺社だけではなく「封建王」として全国統治権を掌握していた武家においてでさえも豊臣権力が関白という朝政を壟断し得る官職につき豊臣という新たな賜姓を天皇より受けていたこと、さらには徳川権力が大臣・征夷大将軍の官を得て幕府を開くとともに源氏長者の宣下を受けていたことに象徴されよう。

このように中世の権門とは類型が異なっている近世の権門を区別して「権門」というように記すこととするが、この枠組みでは天皇は官位を与える「君」であり公儀権力者は官位を与えられる「臣」＝「朝臣」であるとする君臣関係が成立している。事実、将軍宣下儀礼において公儀権力者が天皇に対して臣礼をとっているし、徳川宗家の元服儀礼において天皇は同家の公子に元服を命じ公儀権力者は天皇に対して御礼言上を行っているのである。また、後述するように徳川治済に太政大臣を追贈した際の仁孝天皇が発した宣命においても天皇と公儀権力者との間の君臣関係を見出すことができるのである。

では、具体的に三代将軍徳川家光と四代将軍徳川家宣との叙任関係の「中務卿宣」「中務大輔宣」を検討すること

とする。まず、家光関係の「中務卿宣」「中務大輔宣」である。

⑩

源朝臣家光
右従三位
中務聖知賢明文経武緯徳超前
代威領百蛮宜加階級弐増寵
可依前件主者施行
元和六年正月五日
中務卿　闕
従四位上行中務大輔小槻宿称孝亮　宣
従四位下　中務大輔阿倍朝臣泰重　奉　行

⑪

正三位源家光
右可正二位
中務三代襲相府位万方熙仁風
淳弯貊悉和寛猛兼済宜加栄
級用誇英雄可依前件主者施行

（『家光公御請下書』一）

元和九年七月廿七日
中務卿　闕
従四位上行中務大輔臣小槻宿弥孝亮　宣
正五位下行中務少輔臣安倍朝臣泰重　奉　行
（以下略）

（同前）

⑫

正二位源家光
右可従一位
中務調陰陽而遷三台尊官安国
家而配上古賢哲仁風遠及異域徳
輝高斉大明宜加栄爵用誇英雄
可依前件主者施行
寛永三年八月十八日
中務卿　闕
従四位上行中務大輔臣小槻宿弥孝亮　宣　奉　行
中務少輔　闕
（以下略）

（同前）

まず、⑩についてであるが、この史料は、冒頭で紹介した徳川将軍家世嗣であった徳川家光が元和六年、従三位に叙せられた際の文書における「中務大輔宣」である。

このなかで「源朝臣家光」（徳川家光）を昇位させる理由として「右従三位　中務聖知賢明文経武緯徳超前代威領百蛮宜加階級弐増寵　可依前件主者施行」（傍線部）と記されている。ここにおいて見出されるのは、「賢明にして文を経とし武を緯とす」という当人（家光）の文武兼備の「優れた資質」の上に「徳は前代を超え百蛮を威領す」という「功績」を挙げたことを天皇が「聖知」したため「階級弐」を「加」え（従三位に叙し）天皇の家光への「寵」を「増」すという論理である。

この論理は、文武の徳に優れ「外夷」に対して武威を発揮したことに対して天皇が徳川家光に位を授けるというもので、武威を功績の一環としている点、文徳を基本とする儒教の徳治論に、「征夷大将軍」の呼称に象徴される律令制が持つ「武威」「武徳」をも加えて武家に相応しい昇位理由としたものといえよう。それは、徳治論・武威論という律令制の基本イデオロギーの主要部分の一つを武家の時代に相応しい論理として武家に対する叙位正当性の根拠としたものと判断される。

次に⑪は、徳川家光が征夷大将軍・内大臣・源氏長者などに任じられた際に昇位した時の「中務大輔宣」である。このなかで「三代襲相府位万方熙仁風淳弯貊悉和寛猛兼済」と述べ、家康・秀忠・家光の徳川将軍家三代にわたって「相府位」（大臣の職）につき、その結果、「万方」に「仁風」を「熙」めたとされている。そして、「弯貊」を「淳」にし「寛猛」を「悉和」して「兼済」したとしている。

さらに⑫は寛永三年八月十八日に出されたものであるが、この日、徳川家光は内大臣から左大臣に昇任するとと

もに正二位から従一位に昇っている。⑫のなかで、家光は「陰陽を調えて」泰平の世を保ち内大臣から「三台（太政大臣・左大臣・右大臣を指す）」に「遷」り「官を尊」び「国家を安」んじることは「上古の賢哲」に「配（匹敵）」し、その「仁風は遠く異域に及び」その「徳の輝く高さ」は「大明（日月）」に「斉」しいとしている。

これらの家光に関する「中務大輔宣」において留意すべきは、⑪と⑩・⑫とでは叙位理由の基調が異なっている点である。すなわち、⑪における家光の昇位の理由は、徳川将軍家三代にわたって「相府位」（大臣の職）につき「万方」に「仁風」を「熙」めたとされてい徳川将軍家－「家」－の功績に対する昇位であったのに対し、⑩・⑫における理由は、家光個人の資質の高さと功績に対して従一位を与えるとしているのである。

かかる「家」の功績と個人の功績を昇位の理由する際、使い分けの基準があるかは不分明であるが、前者が徳川将軍家における家督相続にともない行われた新たな当主への正二位・内大臣・征夷大将軍・源氏長者の叙任であるために国政を担ってきた代々の功績＝「家」の功績を基準にせざるを得なかったことは容易に想像されるところである。また、後者のうち、⑫は家職継承後、一定の時間が経過しているために個人の功績が昇進の基準となったのではないかと考えられる。

翻って考えて見るに、秀忠が内大臣・征夷大将軍・源氏長者に任じられた際に作成された「中務卿宣」（④）は昇位の理由を秀忠の個人的徳や功績に求めており、⑪にあるような家光の昇位事由と対照をなしている。なぜならば、⑪の昇位事由が、家康・秀忠・家光の徳川将軍家三代にわたって大臣の職につき文武の徳を顕したというような「家」の功績に帰する論理に基づいているからである。

因みに、①の秀忠の段階では、徳川宗家の長に対する大臣・征夷大将軍・源氏長者などの叙任前例は家康一代のみであり、しかも豊臣家が「健在」であったために、まだ「家例」を理由とする余地はなく昇位の正当性を個人的な徳目・功績に求めざるを得なかったものとも考えられる。そして、二代に亘って叙任を受けた大臣・征夷大将

軍・長者などの叙任は三代目家光以降、徳川宗家の「家例」として認知されたものと考えられる。

このことは、徳川将軍家が、家康・秀忠・家光の徳川宗家三代にわたって大臣の職につき文武の徳を顕したという「家」の功績を昇位の理由にし得る家と位置づけられるようになったことを意味している。

そして、家光の場合に続いて第四代将軍徳川家綱においても⑬・⑭にあるように徳川将軍家累代の功績を昇位の理由としている事例を見出されるのである。

⑬　源朝臣家綱

右可従三位

中務温柔全性道徳在躬海

内順治遐邇悦予宜賜栄級式

申朝章可依前件主者施行

正保二年四月廿三日

無品中務卿智忠親王

従五位下中務大輔源朝臣道康　宣　奉　行

中務少輔　闕

（以下略）

（『家綱公御請下書』、内閣文庫蔵）

⑭　従正三位源家綱

右可正二位
中務鎮撫万邦兼併三代克承至
治之澤永保無彊之休宜誇英雄
用穆栄弥可依前件主者施行
正保二年四月廿三日
無品中務卿智忠親王
従五位下中務大輔源朝臣道康　宣　奉　行
中務少輔　闕
（以下略）

（同前）

⑬は、正保二年四月二十三日に徳川家綱が元服した際に従三位・権大納言に任じられたときの叙位理由を記した「中務大輔宣」で、⑭は即日、家綱が正二位に昇った際の「中務大輔宣」である。

⑬では「温柔にして全性の道徳は躬に在」りと家綱個人の有徳性を述べるとともに「海内順治して遐邇（遠くも近くも）悦予たり」と徳川宗家の徳治の成果を謳い、それを以て徳川宗家の世嗣叙位の理由としている。

⑭では、家綱を累進させる理由として「万邦を鎮撫して兼併」したこと、「三代」にわたって「至治之澤」を「克」く継承して「無彊之休（限りない幸せ）」を永く「保」っていること　という二つを挙げている。これら二つの成果は徳川宗家「三代」（家康・秀忠・家光）が成し遂げてきたものであるとされ、それにより叙位というかたちで天皇により褒賞されているのでである。

以上のことから、徳川宗家が、遅くとも三代将軍徳川家光の時点で大臣・征夷大将軍・源氏長者などの朝政上の顕職・氏姓上の特権的地位を「世襲」し天皇のもとで身分的に編成され国家機能を分担する特定の家として成立し朝廷により認知されたことは明らかであろう。

このように「家」代々の功績を理由として「家例」となっている官職・位階・族制的地位、栄典を天皇が新当主に与えるという在り方は、特定の家が国政上の権能を世襲的に分担し天皇により身分制的・官位制的序列を与えられることにより国家的に編成されていたとする権門体制における権門の在り方を踏襲したものである。そして、徳川宗家が、遅くとも三代将軍徳川家光の時点で大臣・征夷大将軍・源氏長者などの朝政上の顕職・氏姓的特権的地位を「世襲」し天皇のもとで身分的に編成され国家機能を分担する特定の家として成立し朝廷により認知されたことは前述のとおりであり、この頃に徳川宗家は「権門」として確立したものといえよう。

そして、「権門」との地位を確立してしまった徳川宗家は、自己の天皇に対する忠誠の恩賞として実父への太政大臣の追贈を受けるに至っている。

⑮

天皇我詔旨良万止贈内大臣従一位源治済朝臣尓詔倍止
勅命乎聞食止宣汝乃令子者朕乃股肱奈利永重職遠
修能彝倫遠叙夫君仁忠阿留毛乃者教親仁本幾其身仁功阿留毛乃者
賞父仁及奈牟止聞食須故尓曩尓追栄乃命乎賜倍止毛尚毛
顕揚乃不足牟古止遠歎賜比夭今更尓褒贈遠加倍給者牟止
所念行須故是以太政大臣尓上給比治賜布

天皇我勅命乎遠聞食止宣

（『当代将軍家三家三卿贈官位方』）

因みに、⑮は、文政十二年正月二十八日に十一代将軍徳川家斉の実父一橋家当主徳川治済に太政大臣を追贈した際の仁孝天皇が発した宣命であるが、まず、注目すべきは直線部である。

すなわち、同線部では治済の霊に対して、仁孝天皇は、その子将軍家斉を「朕乃股肱」と呼び同人が「永重職遠」としている。「股肱」とは『広辞苑』によれば「手足となって働く、君主が最もたよりとする家臣」のことであり天皇を主君とし将軍家斉を臣下とする君臣関係が存在していることを明示している。また、「重職」とは家斉が任じられていた大臣や征夷大将軍などの官職のことと考えられるが、破線部に見られるように天皇が家斉の「忠」を嘉して実父への太政大臣追贈を行うという文脈上、ここでは、これらの官職が単なる名目的な称号ではなく天皇のもとで家斉が勉励する実質的な官職として想定されているものと判断される。

そして、自己の天皇に対する忠誠の恩賞として天皇より実父への太政大臣の追贈を受けることは、⑧の徳川綱重に見られる「権門」としての家例の踏襲であるが、⑧における追贈理由を綱重個人の徳性や功績といった儒教本来の統治者モデルに求めていたのに対し、⑮の治済の例では「権門」当主の天皇への忠節と実父への孝という家に傾いた論理であり「権門」としての要素を拡大したものといえよう。

五、結びに代えて

以上、幕府に伝えられていた『御請下書』『当代将軍家三家三卿贈官位方』などの史料に見られる「中務卿宣」や

宣命を分析することにより、天皇を「王」とし公儀権力者をその「朝臣」・「臣僚」とし、公儀権力者の功績に対して天皇がそれを嘉して官位を授けるとの論理が存在し、それにもとづいて実際に天皇が公儀権力者に官位を授与していたことを確認した。考えないといけないのは、上述した公儀権力者に対する讃歎が朝廷側の史料のみならず幕府方の史料にも見出される点である。このことについて紙数の関係で略述することに止める。

寛保元年、将軍徳川吉宗の右大臣昇進、将軍世嗣大納言徳川家重の右近衛大将兼任、家重長子徳川竹千代（家治）の元服、大納言叙任が行われた。

この将軍家三代の慶事に対して林信充以下、幕府の儒臣は頌を捧げている。

この時の幕府儒臣の頌は、『三殿慶会集』（内閣文庫所蔵）にまとめられているが、幕府の儒官「大学頭臣林信充」は同書の序とも云うべき文章を記している。

大君建明徳之功開右丞之府
嗣君応英武之質登将帥之壇
大孫以成人之道任亜相之台
（中略）
右府王台座臨朝拝冊封宸章金簡動
制誥紫渥重、天伏千官粛、藩屏万国従、尭階迎蔽冕、舜楽列笙鏞、（以下略）

この文において、将軍徳川吉宗（「大君」）は「明徳之功」によって右大臣の地位につき（「開右丞之府」）、将軍世嗣大納言徳川家重（「嗣君」）は、その「英武之質」により右近衛大将に補された（「登将帥之壇」）としている。

このように補任対象者の功績・人徳・資質が叙任理由としていることは、これまで述べてきた「中務卿宣」や宣命と一致している。

また、吉宗（「右府」）は、天皇（「王」）の朝廷（「台」）にあって政の庭（朝）に臨んで天皇の辞令（「冊封」）を受け「宸章金簡」が発せられ詔（「制誥」）と天皇の恵み（「紫渥」）が重なったとしている。このことは、将軍が天皇を「王権」とする官僚機構トップの官職の一つ（右大臣）に任じられているという認識を表現している。

この認識が、「中務卿宣」や宣命に見られる王権システムと軌を一にしていることは疑問の余地はないであろう。

さらには、このような天皇の恩恵により「天伏」して「千官粛」たりという状態になり「藩屏万国」が従っていると謳っている。また、「藩屏」とは天皇の守り手という意味である。ここで見出されるのは、「王」たる天皇が公儀権力者を律令官僚機構の枢要の官職に命じ、そのことにより公儀権力者に諸大名（「藩屏万国」）が従って天皇を守護しているという図式であり、天皇を「王」、将軍を「霸者」、大名を「諸侯」とし、「霸者」は天皇（「王」）より全国統治を委ねられ、武徳とともに「文徳」をも持ち「諸侯」を率いて「王」に奉仕するというものである。かかる「王覇論」的秩序は「中務卿宣」や宣命に見られる王権システムを基礎に置いていたことは否定できないであろう。これらのことについては、後考を期のこと、したい。

註

（1）『幕末における「王」と「霸者」』、ぺりかん社、一九九七年。第二章第三節、「近世確立期将軍宣下儀礼に関する一考察」（『九州史学』第一一八・一一九合併号、一九九七年）。

（2）幕藩制国家の王権について詳しい整理を紙数の制約があるためここで行うことはできない。現在、同王権に関する学説は、藤田覚氏、堀新氏、田中暁龍氏によれば、異同があるものの、㋑ 将軍が王であるとする立場（山本博文氏、曽

根原理氏、大桑斉氏）、㋺ 徳川と天皇との複合王権とする立場（宮地正人氏、深谷克己氏、山本博文氏、堀新氏）、㋩ 将軍と天皇とが両者とも王であるとする立場（黒田日出男氏、吉田孝氏）の三つの立場に大別されている（藤田覚氏「近世王権論と天皇」、堀新氏「織豊期王権論再論―公武結合王権論をめぐって」〈大津透編『王権を考える』山川出版社、二〇〇六年〉、田中暁龍氏の近著『近世前期朝幕関係の研究』〈吉川弘文館、二〇一一年〉）。この他、㋑の将軍が王であるとする立場には公儀権力による「法度による統制」の確立を提唱した朝尾直弘氏がいる（『将軍権力の創出』岩波書店、一九九四年）。

筆者は、かって、幕藩制国家の王権システムを分析し、最強最大の個別封建領主が公儀権力を「家職」化し天皇をも含む全封建領主や人民を支配するという「軍事力を根幹とする統治システム」と、天皇権威を基本とし天皇により律令制的官位に任叙されることなどにより「公儀」たる個別領主の全国統治を正当化する「『王霸論』的秩序に即した統治システム」という二つの国家システムが併存していることを指摘し、公儀権力の軍事的・政治的強大性の変化にもとづく相互関係の変移により、確立期における天皇の地位の低下と幕末における天皇の上昇が生じたことを論じたことがある。このように、二つの統治システムを設定し両者の相互関係の変移により幕藩制国家の王権の在り方を説明しようとする立場は、「軍事力を根幹とする統治システム」の頂点（公儀権力者）を統一的な封建的土地所有編成権者＝「封建王」、「『王霸論』的秩序に即した統治システム」の頂点（天皇）を「古代律令王権に淵源を発し中世権門体制の流れを引いた王」とそれぞれ定義することにより将軍と天皇とが両者とも王であるとする㋩の立場に属しているものと考えられる。

ただ、留意しなければならないのは二人の王が存在しているといっても、その王が権力や権威を完全に具備している王ではなく不完全性を有している「王」であった点である。このことは、二つの統治システム（王権システム）の概念設定をした際に、そのそれぞれのトップを王と呼ばずに頂点と表現した理由である（註①参照）。

さらには、二つの王権にかかわる統治システムが最も交錯している分野（宗教分野）に的を当てって本能寺や西本願寺の史料分析により次のような知見を得ている（「近世『寺法』に関する一考察」『九州文化史研究所紀要』四六二〇〇二年）。

ⓐ 幕藩制国家下でも独自の法体系「寺法」を持ち支配下の僧俗を律していたこと。

ⓑ 中世における制度法の一形態ともいうべき有職故実（官位叙任規定等）に見られるように権門体制的枠組み（中世法）が、幕藩制下の「寺法」に継承され、近世寺院統制システムである本末制度における教団の支配維持のためのイデオロギー装置や身分制度に転化していること。

ⓒ 「寺法」は「藩法」に対して原理的に対立しており、中世に淵源する権門体制的法体系と近世的な領主法の対立関係が見出されること。

ⓓ 幕藩制国家が、公儀権力による統一的封建的土地所有編成を本質とする近世的封建国家を主にしながらも、上部構造に限っていうと、中世の権門体制的部分＝国家統合機能も残存していた「複合国家」ともいうべきもので、二つの「王権」に象徴される相矛盾する国家原理を、権力と権威という相異なる領域に基本的に限定することにより、国家としての整合性を確保していたこと。

（3） 拙稿「徳川将軍家元服儀礼と『王権』」（『比較社会文化』第一八号　九州大学、二〇一二年）。